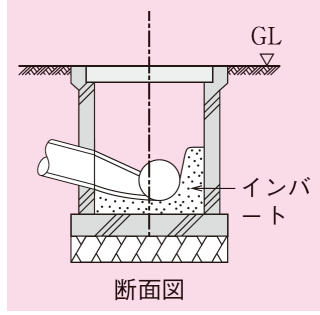
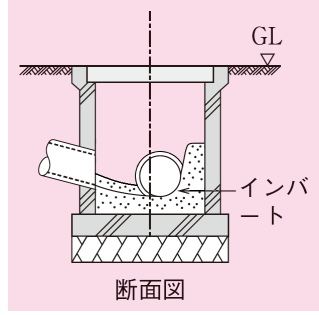
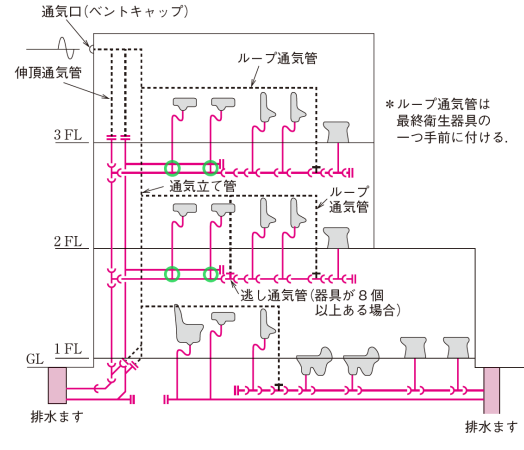
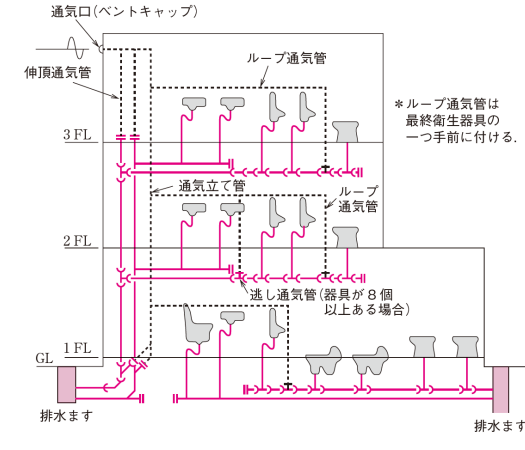
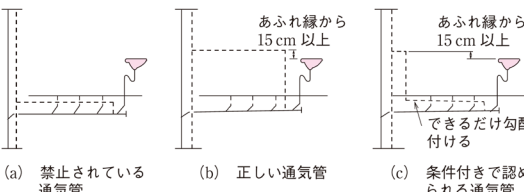
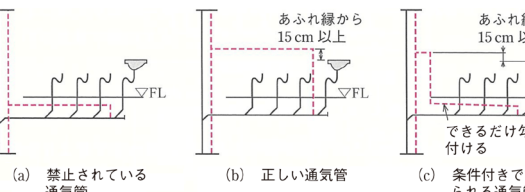
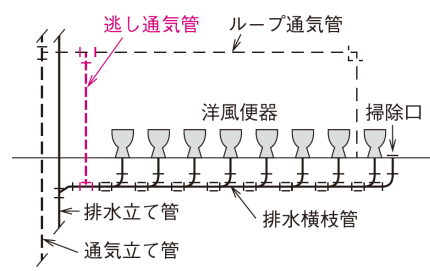
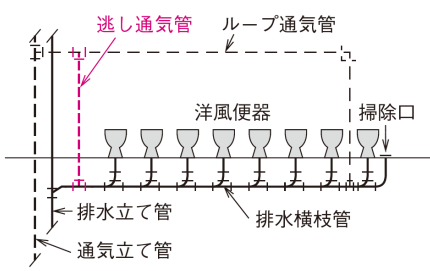


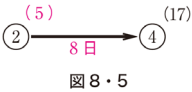
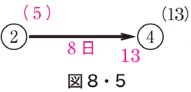
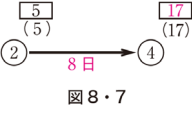
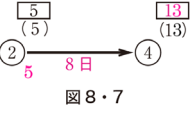
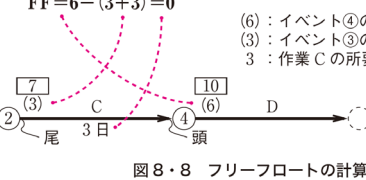
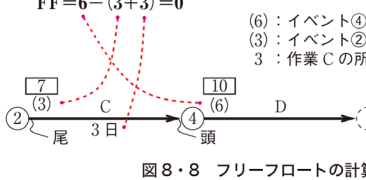


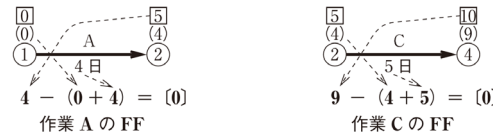
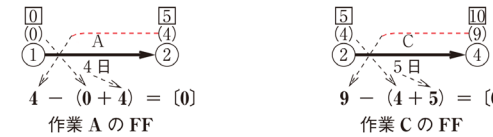


■第 1 刷正誤表

頁	該当箇所	正誤内容	
		誤	正
4	表 1・3, 温度	17~28 °C (冷房時は——)	18~28 °C (冷房時は——)
	表 1・3, 一酸化炭素の含有率	0.001 % (10 ppm) 以下	0.0006 % (6 ppm) 以下
20	6 行目	$h = \frac{aV_0}{g} = \frac{V_0}{g} \sqrt{K/\rho(1 + KD/ES)}$	$h = \frac{aV_0}{g} = \frac{V_0}{g} \sqrt{K/\rho(1 + KD/ES)}$
41	下から 9 行目	平坦たん特性	平坦特性
49	下から 5 行目	(5~8 倍)	(5~7 倍)
52	下から 1 行目	使用電圧が高いほど低い値とする。	使用電圧が高いほど高い値とする。
53	問題②解説	配線は, 3 本の電線で接続する。	配線は, 6 本の電線で接続する。
60	12 行目	セメントの重量に対する水の重量	セメントの質量に対する水の質量
80	図 4・4	$h_1 h_2 h_3 \quad x_1 x_2 x_3 \quad t_1 t_2 t_3$	$h_1 h_3 h_2 \quad x_1 x_3 x_2 \quad t_1 t_3 t_2$
82	下から 1 行目の下	右の 2 行を挿入	$x_4$ : 加熱コイル出口空気絶対湿度 [kg/kg (DA)] $x_5$ : 室内空気絶対湿度 [kg/kg (DA)]
106	下から 4 行目	給気口より高い位置 (天井から 80 cm 以内)	(天井から 80 cm 以内) を削除
	下から 1 行目	(建設省告示第 182 号)	(建設省告示第 1826 号)
	図 4・9	<p>“80 cm 以内”を削除, “<math>h</math>(給気口の中心から——)” “<math>L</math>(排気口の中心から——)”を追記, “<math>h</math>(天井高さ)”を“<math>H</math>(天井高さ)”に</p> <p>図 4・9 自然換気設備の構造</p>	<p>図 4・9 自然換気設備の構造</p>
107	1 行目	$A_v = KQ/3 600\sqrt{(3 + 5n + 0.2L)/h}$	$A_v = 40KQ/3 600\sqrt{(3 + 5n + 0.2L)/h}$
112	1 行目	排煙口のサイズは, 吸込み風速 10 m/s 以下	排煙口の吸込み風速は, 10 m/s 以下
126	下から 11 行目	入孔	人孔
129	下から 1 行目	⑤ まずは, 公道と民有地の境界付近の公道側に設置する。	⑤ すべて削除

134	汚水ます 断面図	右図のように修正 	
156	表 5・5	手洗器 30	手洗器 25
159	図 5・19	○ を削除 	
160	図 5・20	通気管を色野に、洗面器を灰色に修正 	
160	図 5・21	排水横枝管部分を右図のように修正 	
160	12 行目	排水横枝管などに接続するもの	通気立管などに接続するもの
180	図 5・27	小形合併処理浄化槽 (分離接触ばっ気) A: 沈殿分離槽	小形合併処理浄化槽 (嫌気ろ床接触ばっ気) A: 嫌気ろ床槽
181	4 行目	想定利用者数に定数を乗じて	総便器数 (個) に定数 16 を乗じて
220	7 行目	受注者は,	発注者は,

222	表7・1「記号」の欄6行目	SGP-VD	SGP-VA SGP-VD
234	表8・2, 提出先の3行目	都道府県知事又は市町村長	市町村長, 都道府県知事又は総務大臣
	表8・2, 提出時期の7行目	着工前	着工10日前まで
240	図8・3		
	下から9行目	①→③の順に	①→③→④の順に
	図8・5	イベント④の最早開始時刻を(13)に修正 最早完了時刻13を色文字で追加 	
13行目	二つの矢線の日数のどちらか小さいほう	二つの矢線の日数で計算してどちらか小さいほう	
241	図8・7	イベント④の最遅完了時刻を[13]に修正 イベント④の最早開始時刻を(13)に修正 イベント②の最遅開始時刻5を色文字で追加 	
	下から6行目	最遅開始時刻は, 17 - 8日 (作業日数) = 9日となる.	最遅開始時刻は, 13 - 8日 (作業日数) = 5日となる.
242	図8・8	(3): イベント③の最早開始時刻 (ES) 破線を正しい位置へ移動 $FF=6-(3+3)=0$ <small>(6): イベント④の最早開始時刻 (ES) (3): イベント③の最早開始時刻 (ES) 3: 作業Cの所要日数</small> 	$FF=6-(3+3)=0$ <small>(6): イベント④の最早開始時刻 (ES) (3): イベント②の最早開始時刻 (ES) 3: 作業Cの所要日数</small> 
	図8・9		
	図8・10	(3): イベント③の最早開始時刻 (ES)	(3): イベント②の最早開始時刻 (ES)
244	図A イベント①の最遅完了時刻	[8]	[0]
249	図3	破線を正しい位置へ移動 	
		作業AのFF $4 - (0 + 4) = [0]$ 作業CのFF $9 - (4 + 5) = [0]$	作業AのFF $4 - (0 + 4) = [0]$ 作業CのFF $9 - (4 + 5) = [0]$

264	マスター Point	作業床の高さが 10 m 以上の高所作業車——技能講習修了者 作業床の高さが 10 m 以上の高所作業車——技能講習修了者	作業床の高さが 10 m 以上の高所作業車——技能講習修了者																																												
268	10 行目	許容引抜き力の大きい方から L 形, LA 形, J 形, JA 形, ヘッド付となる。	許容引抜き力の小さい方から L 形, LA 形, J 形, JA 形, ヘッド付となる。																																												
270	下から 8 行目	① 運転時における全体質量の 3 倍以上の長期荷重に耐えられる鉄筋コンクリート基礎上に据付ける。	① 据付けは、基礎の上に引き込み、中心及び基礎ボルトの位置を確かめ、くさびで水平、垂直を調整し、基礎ボルトを締め付ける。																																												
276	下から 2 行目	最大拡散半径が重ならないように	最小拡散半径が重ならないように																																												
278	下から 7-6 行目②	保温筒, ポリエチレンフィルム, 鉄線, アルミガラスクロスの順に施工する	保温筒, 鉄線, ポリエチレンフィルム, アルミガラスクロス の順に施工する																																												
303	下から 6 行目	振動の特定建設作業実施届出書は市町村長に提出	騒音規制法の特 定建設作業実施届出書は市町村長に提出																																												
312	問題③ 解説図	⑤最適後期	⑤最適工期																																												
331	問題② (2)	3 年間保存しなければならない。	5 年間保存しなければならない。																																												
332	問題③	「労働基準法」上、誤っているものはどれか。	「労働基準法」上、正しいものはどれか。																																												
335	9 行目	〔法第 6 条, 法第 87 条の 2, 法第 88 条〕	〔法第 6 条, 法第 87 条の 4, 法第 88 条〕																																												
335	表 9・1	<p>右の表に差替え</p> <table border="1"> <caption>表 9・1 確認申請を要する建築物</caption> <thead> <tr> <th>適用区域</th> <th>用途・構造</th> <th>規模</th> <th>工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">全国適用</td> <td>特殊建築物</td> <td>・延べ面積が 100 m<sup>2</sup> を超えるもの</td> <td rowspan="4">新築, 増築, 改築, 移転, 大規模な修繕, 模様替え, 用途変更 (用途変更して特殊建築物となる場合に限り)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">木造</td> <td>・階数が 3 以上のもの</td> </tr> <tr> <td>・延べ面積が 500 m<sup>2</sup> を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>木造以外</td> <td>・高さが 13 m を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>木造以外</td> <td>・軒の高さが 9 m を超えるもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等</td> <td>・特殊建築物で, その用途に供する部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup> を超えるもの</td> <td>建築設備: エレベーター, エスカレーター等を設ける場合</td> </tr> <tr> <td>・高さ 6 m を超える煙突, 高さ 8 m を超える高架水塔等</td> <td>工作物を築造する場合</td> </tr> <tr> <td>・上記建築物以外で, 都市計画区域内, 又は, 都道府県知事が指定する区域内等に建築するもの</td> <td>建築: 新築, 増築, 改築移転をする場合</td> </tr> </tbody> </table>	適用区域	用途・構造	規模	工事種別	全国適用	特殊建築物	・延べ面積が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの	新築, 増築, 改築, 移転, 大規模な修繕, 模様替え, 用途変更 (用途変更して特殊建築物となる場合に限り)	木造	・階数が 3 以上のもの	・延べ面積が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの	木造以外	・高さが 13 m を超えるもの	木造以外	・軒の高さが 9 m を超えるもの	都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等	・特殊建築物で, その用途に供する部分の床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの	建築設備: エレベーター, エスカレーター等を設ける場合	・高さ 6 m を超える煙突, 高さ 8 m を超える高架水塔等	工作物を築造する場合	・上記建築物以外で, 都市計画区域内, 又は, 都道府県知事が指定する区域内等に建築するもの	建築: 新築, 増築, 改築移転をする場合	<table border="1"> <caption>表 9・1 確認申請を要する建築物</caption> <thead> <tr> <th>適用区域</th> <th>区分</th> <th>規模</th> <th>工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全国適用</td> <td>法第 6 条第一号・特殊建築物</td> <td>延べ面積が 200 m<sup>2</sup> を超えるもの</td> <td>新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途変更 (用途変更して特殊建築物になる場合に限り)</td> </tr> <tr> <td>法第 6 条第二号・木造, 非木造</td> <td>・階数が 2 以上 ・延べ面積 200 m<sup>2</sup> を超えるもの</td> <td>新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等</td> <td>法第 6 条第三号・木造, 非木造</td> <td>・平屋建て ・延べ面積 200 m<sup>2</sup> 以下のもの</td> <td>新築・増築・改築・移転</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全国適用</td> <td>法第 6 条第一号, 二号の建築物</td> <td></td> <td>建築設備: エレベーター, エスカレーターを設ける場合</td> </tr> <tr> <td>高さ 6 m を超える煙突 高さ 8 m を超える高架水塔等</td> <td></td> <td>新築・増築・改築・移転</td> </tr> </tbody> </table>	適用区域	区分	規模	工事種別	全国適用	法第 6 条第一号・特殊建築物	延べ面積が 200 m <sup>2</sup> を超えるもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途変更 (用途変更して特殊建築物になる場合に限り)	法第 6 条第二号・木造, 非木造	・階数が 2 以上 ・延べ面積 200 m <sup>2</sup> を超えるもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え	都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等	法第 6 条第三号・木造, 非木造	・平屋建て ・延べ面積 200 m <sup>2</sup> 以下のもの	新築・増築・改築・移転	全国適用	法第 6 条第一号, 二号の建築物		建築設備: エレベーター, エスカレーターを設ける場合	高さ 6 m を超える煙突 高さ 8 m を超える高架水塔等		新築・増築・改築・移転
適用区域	用途・構造	規模	工事種別																																												
全国適用	特殊建築物	・延べ面積が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの	新築, 増築, 改築, 移転, 大規模な修繕, 模様替え, 用途変更 (用途変更して特殊建築物となる場合に限り)																																												
	木造	・階数が 3 以上のもの																																													
		・延べ面積が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの																																													
	木造以外	・高さが 13 m を超えるもの																																													
木造以外	・軒の高さが 9 m を超えるもの																																														
都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等	・特殊建築物で, その用途に供する部分の床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの	建築設備: エレベーター, エスカレーター等を設ける場合																																													
	・高さ 6 m を超える煙突, 高さ 8 m を超える高架水塔等	工作物を築造する場合																																													
	・上記建築物以外で, 都市計画区域内, 又は, 都道府県知事が指定する区域内等に建築するもの	建築: 新築, 増築, 改築移転をする場合																																													
適用区域	区分	規模	工事種別																																												
全国適用	法第 6 条第一号・特殊建築物	延べ面積が 200 m <sup>2</sup> を超えるもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途変更 (用途変更して特殊建築物になる場合に限り)																																												
	法第 6 条第二号・木造, 非木造	・階数が 2 以上 ・延べ面積 200 m <sup>2</sup> を超えるもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え																																												
都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等	法第 6 条第三号・木造, 非木造	・平屋建て ・延べ面積 200 m <sup>2</sup> 以下のもの	新築・増築・改築・移転																																												
全国適用	法第 6 条第一号, 二号の建築物		建築設備: エレベーター, エスカレーターを設ける場合																																												
	高さ 6 m を超える煙突 高さ 8 m を超える高架水塔等		新築・増築・改築・移転																																												
338	図 9・6	<p>“防火区画 (壁・床)” の幅を狭く</p> <p>図 9・6 配管の貫通</p>	<p>図 9・6 配管の貫通</p>																																												
340	問題② 解説表の②	100 万分の 10 以下	100 万分の 6 以下																																												
	問題② 解説表の④	17℃ 以上 28℃ 以下	18℃ 以上 28℃ 以下																																												
360	下から 1 行目																																														

343	下から3行目と6行目	(2016年4月6日公布)	(2024年12月11日公布)
	下から5行目	下請負代金の合計が4000万円以上(建築一式工事なら6000万円以上)	下請負代金の合計が5000万円以上(建築一式工事なら8000万円以上) ※「5000万円以上」は並字(色太字でない)に変更
	下から2行目	下請負代金の合計が4000万円未満(建築一式工事なら6000万円未満)	下請負代金の合計が5000万円未満(建築一式工事なら8000万円未満) ※「5000万円未満」は並字(色太字でない)に変更
345	4行目	下請契約の請負代金の額が4000万円以上(建築一式工事の場合:6000万円以上)	下請契約の請負代金の額が5000万円以上(建築一式工事の場合:8000万円以上) ※「5000万円以上」と「8000万円以上」は並字に変更
	13行目	工事一件の請負代金の額が3500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては7000万円)以上	工事一件の請負代金の額が4500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては9000万円)以上 ※「4500万円」と「9000万円」以上は並字に変更
360	問題⑤(1)	10ppm以下	6ppm以下
375	〈著者略歴〉 山田信亮	株式会社團紀彦建築設計事務所	前・株式会社團紀彦建築設計事務所
	〈著者略歴〉 今野祐二	専門学校東京テクニカルレッジ	専門学校東京テクニカルカレッジ